

## 日本放送協会放送受信規約

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

### （放送受信契約の種別）

第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

- 地上契約…… 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 衛星契約…… 衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
- 特別契約…… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

### （放送受信契約の単位）

- 第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。
- 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
- 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。
- 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
- 5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

### （放送受信契約書の提出）

- 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
- (1) 受信機の設置者の氏名および住所
  - (2) 受信機の設置の日
  - (3) 放送受信契約の種別
  - (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数

- (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

### (放送受信契約の成立)

第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。

- 2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項の提出があった日（ただし、NHKにおいて提出された放送受信契約書の記載事項に該当する事実を確認できたときに限る。）とする。
- 3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項の放送受信契約書記載の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとするができる。

### (放送受信料支払いの義務)

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月（受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

- 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。
- 3 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
- (1) 衛星契約
  - (2) 地上契約

### (多数契約一括支払に関する特例)

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である1

の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

- 2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第5条の4に定める同一生計支払に関する特例および第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはない。

#### (団体一括支払に関する特例)

第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。ただし、12か月前払により放送受信料を支払う場合は、1件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。

- 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。

- 3 第1項の団体一括支払に関する特例は、第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはない。

#### (同一生計支払に関する特例(家族割引))

第5条の4 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める口座振替等により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。

- 2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。

- 3 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

- 4 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められ

る時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。

#### (事業所契約に関する特例)

- 第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。
- 2 前項において敷地とは、1の建築物または用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
  - 3 NHKは、第1項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第1項に定める特例を適用しないことができる。
  - 4 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
  - 5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用された放送受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第1項に定める特例を適用しないことができる。

#### (放送受信料の支払方法)

- 第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。
- 第1期 (4月および5月)
  - 第2期 (6月および7月)
  - 第3期 (8月および9月)
  - 第4期 (10月および11月)
  - 第5期 (12月および1月)
  - 第6期 (2月および3月)
- 2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
  - 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
    - (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
    - (2) クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
    - (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日

までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。

(以下口座振替、クレジットカード継続払および継続振込を「口座振替等」という。)

- 4 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。(以下これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。)
- 5 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 6 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。
- 7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。
- 8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、その他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
- 9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。
- 10 放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。
- 11 クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。
- 12 NHKがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。

#### (メッセージの表示)

第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。

- 2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。

- (1) 受信機の設置者の氏名および住所
- (2) 受信機に使用する集積回路内蔵型カード（以下「ICカード」という。）のカード識別番号（以下「ID番号」という。）
- (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。
  - (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
  - (2) 前項の連絡の後、受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと
  - (3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと
- 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。
- 5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
- 6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

#### （氏名、住所等の変更）

第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。

#### （放送受信契約の解約）

- 第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。
- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
  - (2) 放送受信契約を要しないこととなる受信機の数
  - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - (4) 放送受信契約を要しないこととなった事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとするところがある。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとするところがある。

#### （放送受信料の免除）

- 第10条 放送法第64条第2項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。
- 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局

に提出しなければならない。

- 3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
- 5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
- 6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。

#### (放送受信料の精算)

第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。

- (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額
  - (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
- 2 放送受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。
  - 3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。

#### (放送受信契約者の義務違反)

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

- (1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき
- (2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

#### (支払いの延滞)

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

#### (NHKの免責事項および責任事項)

第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。

- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。
- 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の

当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。

#### (放送受信者等の個人情報の取り扱い)

- 第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。）第2条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および指針に基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護方針およびNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。
- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

#### (規約の変更)

第14条 この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することがある。

#### (規約の周知方法)

第15条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この規約は、平成23年7月1日から施行する。

##### (普通契約または衛星普通契約に関する経過措置)

- 2 平成19年6月1日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、当分の間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときも、この規約を適用する。

##### (地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)

- 3 暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）が実施されている間は、第1条の規定中「地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域」を「地上系によるテレビジョン放送（暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」によるものを除く。）の自然の地形による難視聴地域」と読み替える。
- 4 前項の場合において、地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし別に定める要件を備えた地域（以下「地デジ難視対策地域」という。）または難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、第1条の規定にかかわらず、地



上契約を締結するものとする。

- 5 前項に該当する者が第2条第5項後段の規定により締結する契約種別は、同条同項の規定にかかわらず地上契約とし、前項の規定により地上契約を締結した者が第5条第3項ただし書の規定により支払う契約種別の料額は、同条同項の規定にかかわらず地上契約の料額とする。
- 6 この規約の変更前から衛星契約を締結している者が、付則第4項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日（ただし、この規約の変更前に設置した場合は平成22年4月1日）に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。
- 7 付則第4項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。
- 8 付則第4項に該当する者がこの規約の変更前に地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した場合、その支払うべき平成22年4月の属する期の放送受信料額は、この規約に定める契約種別により算出される平成22年3月分の放送受信料額と変更前の規約に定める契約種別により算出される当該月分の放送受信料額との差額を、所定の放送受信料額から減じた額とする。

（放送受信料の免除に関する経過措置）

- 9 平成24年6月30日までの間は、「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部の地震」にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された区域内（帰宅困難者への救助にかかる適用区域である東京都を除く。）において第10条第1項本文により放送受信料の免除を受けている者については、同条第4項から第6項までの規定は適用しない。

（アナログ放送の終了に関する措置）

- 10 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設定がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
  - (1) 放送受信契約者の氏名および住所
  - (2) 設定がないこととなった受信機の数
  - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情
- 11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。
- 12 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。
- 13 付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、

「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

14 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 変更にかかる受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由

15 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円